報告第10号

令和７年度読谷村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により、令和７年度読谷村健全化判断比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告します。

令和８年９月28日提出

読谷村長　伊　波　　篤

令和７年度読谷村健全化判断比率報告書

単位：％

	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質 公債費比率	将来 負担比率
読谷村	―	―	**11.5**	―
早期健全化基準	13.41	18.41	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

読谷村
読総 第321-9号
8.8.12
副村長 教育長 係長

読監第27号
令和8年8月12日

読谷村長　伊波　篤　殿

読谷村代表監査委員
知花　むつ子

沖縄県読谷村代表監査委員之印

令和7年度読谷村健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査を求められた令和7年度読谷村健全化判断比率について、審査意見書を提出します。

令和7年度読谷村健全化審査意見書

審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位:%）

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.41
② 連結実質赤字比率	—	—	18.41
③ 実質公債費比率	11.5	6.4	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(2)個別意見

①実質赤字比率について

実質赤字比率はマイナス 7.73%となっており、早期健全化基準の 13.41%と比較すると、これを下回り良好である。

②連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率はマイナス 23.29%となっており、早期健全化基準の 18.41%と比較すると、これを下回り良好である。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は11.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好である。

④将来負担比率について

将来負担比率はマイナス 54.6%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好である。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。